

浜 松 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和5年8月29日(火)
14時00分～15時00分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況 教 育 長 宮 崎 正
教育長職務代理者 安 田 育 代
委 員 黒 柳 敏 江
委 員 田 中 佐 和 子
委 員 神 谷 紀 彦
委 員 鈴 木 重 治
- (職員)
- 学校教育部長 奥 家 章 夫
学校教育部次長(教育総務課長) 山 本 卓 司
学校教育部次長(教職員課長) 河 合 信 寿
学校教育部参事(教育審議監) 小 畑 多 佳 子
学校教育部参事(教育施設課長) 山 本 治 之
学校教育部参事(健康安全課長) 富 部 哲 也
教育支援課長 影 山 和 則
教育総務課学校・地域連携課長 鈴 木 健 一 郎
市民部文化振興担当部長 嶋 野 聡
文化財課長 平 田 隆
- (事務局職員)
- 教育総務課専門監 川 副 哲 士
教育総務課副主幹 澤 木 翔
教育総務課主任 若 澤 久 実
- 4 傍聴者 3名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 若澤 久実
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和5年8月29日の浜松市教育委員会を開催する。

傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 3人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) ただし、第44号議案から第46議案及び第48号議案、第49号議案については、市議会への提案に向けた意見聴取案件及び関連議案のため非公開で行うこととするが、許可するという事によろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは一部非公開とする。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は、安田委員と田中委員にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が6件である。なお、第44号議案から第46議案及び第48号議案、第49号議案については、非公開で行うため、最後に審議する。

(教育長) 最初に、第47号議案「浜松市博物館協議会委員の委嘱及び解嘱について」文化財課から説明をお願いする。

(文化財課長) 第47号議案「浜松市博物館協議会委員の委嘱及び解嘱について」説明する。本議案は、7月教育委員会定例会で審議いただいた議案であるが、確認事項があったため、改めて8月教育委員会定例会に議案提出するものである。前回、指摘いただいた3点について最初に説明する。委嘱する者と解職する者の選出区分が浜松市博物館条例の記述と異なるのでは、とのご指摘について、条例の記述どおり「家庭教育の向上に資する活動を行う者」と修正した。次に、「学校教育及び社会教育の関係者」から選出された委員がないのではないか、とのご指摘について、参考資料の浜松市博物館協議会委員一覧に記載する笹原恵委員及び田中裕二委員は、それぞれ学校教育及び社会教育の専門分野の関係者として委員選出したが、委員を委嘱する他の大学教員は「学識経験のある者」の選出区分としたことから、他の委員との表記を整える形で「学識経験のある者」としたものである。最後に、浜松市博物館協議会委員一覧に記載する安池真美委員は、委員の専門分野から「学識経験のある者」が適切と判断した。安池委員は、前回の任期である令和元年7月から令和3年6月も博物館協議会委員を委嘱しており、選出区分は同様に「学識経験のある者」であった。7月教育委員会定例会においてご指摘いただいた内容に関する説明は以上である。

改めて、第47号議案「浜松市博物館協議会委員の委嘱及び解嘱について」説明する。提案理由は、令和6年6月30日までを任期とする現在の博物館協議会委員が1名辞任することに伴い欠員が生じたため、新たに浜松市PTA連絡協議会広報副委員長の高橋

靖博氏を選任する。任期は、浜松市博物館条例により前任者の残任期間を引継ぐことから、議決日から令和6年6月30日となる。なお、解嘱者は、PTA連絡協議会幹事の竹内誠人氏である。説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(鈴木委員) 浜松市博物館協議会委員の安池真美委員について、備考欄には「有限会社浜松百選編集長」とあるが、「有限会社」の記載は不要ではないか。

(文化財課長) 「有限会社」の記載は削除する。

(教育長) そのほかご意見、ご質問はあるか。

(神谷委員) 浜松市博物館協議会委員の選出区分は、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」と「学識経験のある者」の2つのみということか。それとも、選出区分は他にもあるが、今回は2つの区分から委員を選出したということか。

(文化財課長) 浜松市博物館条例では、委員の選出区分は「学校教育及び社会教育の関係者」「家庭教育の向上に資する活動を行う者」「学識経験のある者」の3つである。笹原恵委員及び田中裕二委員は、それぞれ「学校教育及び社会教育の関係者」として委員選出したが、他の大学教員の委員は「学識経験のある者」の選出区分としたことから、表記を整える形で「学識経験のある者」としたものである。次回の委員改選時期には、条例の選出区分に沿った区分とすることを検討している。

(教育長) そのほかご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

ここから非公開案件を審議する。傍聴者の皆様には退席をお願いする。

(議案) ※非公開

第 44 号議案 令和 5 年度 9 月補正予算案の議会提案について

第 45 号議案 浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正の議会提案について
(教職員課)

第 46 号議案 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の議会
提案について (教職員課)

第 48 号議案 浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について (教職員課)

第 49 号議案 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の
一部改正について (教職員課)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。